

公共建築ニュース

PUBLIC BUILDINGS MONTHLY

2013
Vol.45
No.540

12

今月の公共建築／東雲合同庁舎	1
公共建築工事見積標準書式の改定について－公共建築工事における社会保険未加入対策	2
官庁営繕事業のエレベーター設備工事における新たな取り組み	4
トピック／平成 25 年度「公共建築の日」記念講演会	5
公共建築－その過去から未来をみつめて－ ●古瀬 奈津子 ●野城 智也	
Q & A／公共建築工事標準仕様書（電気・機械設備工事編）平成 25 年版	8
情報スクラップ・情報ヘッドライン	11
豆知識／「社会保険」	
協会だより	12

今月の公共建築



東雲合同庁舎

PFI 事業

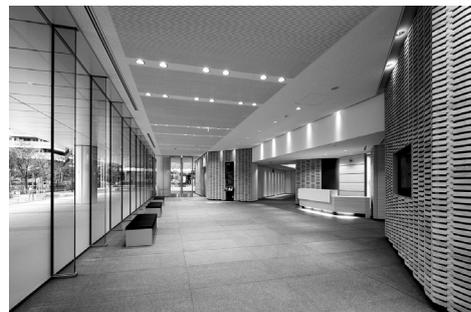
東雲合同庁舎の敷地は、都市計画東雲一丁目地区計画（東雲チャンネルコート地区）内にあります。敷地周囲は、豊かな歩行者空間と良好な街並み形成に配慮して、隣接街区と連続した植生・景観となるよう計画しています。

外観は、「東雲チャンネルコート」街区デザイン条件書」に基づいた配置計画により、建物高層部の外壁面は晴海通りに対して 45 度の角度とし、白を基調とした仕上げとしています。また、晴海通り沿いには街路樹と同様の植栽としたグリーンプロムナードを整備し、そこに面して一般利用も想定した食堂を配置することにより、通りに「にぎわい」を創出する計画としています。

1 階のエントランスホールの壁は、国産のヒノキ（間伐材）を用いた化粧壁とし、清潔感と温かみのある空間としています。事務室空間は、約 13 m × 約 42 m の無柱空間とし、フレキシビリティのある執務空間としています。

建物構造は、大地震時にも支障なく業務が継続でき、かつ、地震後の建物損傷を最小限に留めるよう基礎免震を採用しています。建物基礎は鋼管コンクリート及び高強度コンクリート杭を採用しています。

持続可能な社会に相応しい施設整備の取り組みとしては、環境負荷低減を考慮したグリーン庁舎とすることとしています。太陽光パネル、太陽熱給湯、外気冷房などの設備を設置している他、窓には Low-E 複層ガラス、アルミルーバー庇を設け日射負荷を低減しており、また屋上緑化を設置しています。これらの導入により CASBEE の S ランク評価を実現しています。



1 階 エントランスホール

所在地 東京都江東区東雲一丁目 9 番 5 号
用途 事務庁舎（合同庁舎）
発注者 国土交通省関東地方整備局
事業者 東雲グリーンフロンティア PFI 株式会社
設計企業 久米設計・鹿島建設設計共同企業体
構造階数 鉄骨造（CFT、免震構造）地上 13 階
敷地面積 5,770 m²
建築面積 2,652 m²
延床面積 20,920 m²
建設工期 平成 23 年 10 月～平成 25 年 7 月
施工企業 鹿島建設株式会社
備考 PFI 事業で整備を実施

公共建築工事見積標準書式の改定について

公共建築工事における社会保険未加入対策

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

はじめに

国土交通省大臣官房官庁営繕部においては、公共建築工事見積標準書式について、事業者が負担する法定福利費を明記した書式の試行運用を行っています。その背景等を含めて関連する取組みについて紹介します。

社会保険未加入問題とは

建設産業において、法定福利費を適正に負担しない保険未加入企業が存在し、他の産業に比べ労働条件が悪く、若年入職者減少の一因となっています。かたや、法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

国土交通省では、建設業において必要な人材を確保し、健全な競争環境を構築するため、平成24年度から、行政、建設業界を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいます。

社会保険等未加入は業界の構造的な問題に起因するものであることから、以下のように総合的に対策を進めています。

- ① 元請、下請、労働者等の関係団体による推進協議会の設置と保険加入促進計画の策定
- ② 行政によるチェック・指導やダンピング対策の実施
- ③ 元請企業による下請け企業への指導
- ④ 発注者・元請・下請けを挙げた法定福利費の確保

これらの対策は平成24年度から段階的に進めており、平成29年度以降は建設業許可業者に対する社会保険等の100%加入及び未加入者の工事現場からの排除も検討されています。

また、適正な給与水準の確保と社会保険への加入徹底について、去る平成25年4月18日に国土交通大臣から主な建設4団体¹⁾に対し、適切な賃金水準の確保と社会保険加入の徹底を要請しています(写真1)。



写真1 太田国土交通大臣より建設4団体に要請

法定福利費確保に向けた取組み

国土交通省直轄土木工事では、平成24年4月に現場管理費率式の見直しを行い、事業主負担分の法定福利費を措置し、平成25年3月には公共工事設計労務単価を引き上げ、技能労働者本人負担の法定福利費についても措置しています。

一方、元請と専門工事業などの下請の間で用いられる見積書についても、専門工事業団体ごとに「標準見積書」を作成し、平成25年9月26日に行われた、第3回社会保険未加入対策推進協議会²⁾で、一斉活用を申し合わせ³⁾しました。

官庁営繕事業における取組み

国土交通省大臣官房官庁営繕部においても、これらの取組みに合わせて、本来事業主が負担する法定福利費相当額を適正に予定価格に反映するための取組みを行っています。

(1) 公共建築工事見積標準書式の改定について

公共建築工事見積標準書式は、平成15年度から各省各庁が使用する官庁営繕関係の統一基準として位置づけられています。

国土交通省大臣官房官庁営繕部では、公共建築工事見積標準書式に、法定福利費の項目を追加し、法定福利費を明確にすることとしました。

平成25年10月1日以降公告の官庁営繕事業において、上記項目を明記した見積標準書式を適用し試行的

に運用しております。見積標準書式(サンプル)(図1)のように製品と製品を取りつける為の労務に対する内容に対し見積を収集する場合の書式と製品価格のみ見積収集を行う場合の書式(図2)があります。製品の場合のみは製品製造工場での労働者等の法定福利費は、製品価格に含まれるため、見積依頼時に「見積条件書」(図3)にて注意喚起を行い、見積書にその内容を記載する書式としています。

この試行内容を踏まえ、平成25年度下半期に、統一基準を検討する公共建築工事積算研究会において、公共建築工事見積標準書式の改定案を検討し、平成26年度より本運用する予定です。

(2) 複合単価及び市場単価について

公共建築工事における見積単価は直接工事費の約4割から6割程度となっています。一方、複合単価と市場単価の占める割合は、約4割程度です(図4)。

国土交通省大臣官房官庁営繕部では、この複合単価と市場単価についても、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額(事業主負担分)について、予定価格に適切に反映できるように、複合単価と市場単価の法定福利費に相当する補正を実施⁴⁾することとしました。

これにより、予定価格へ及ぼす影響は、約1.5%と試算しています(表1)。

図1 見積標準書式(サンプル)

図2 見積標準書式(サンプル)

図3 見積条件書(サンプル)

表1 予定価格への影響(試算)

	補正概要	予定価格への影響
複合単価	下請経費等(「その他」の率)を中間値から上限値に変更	約1.5%上昇
市場単価	法定福利費に相当する補正を実施	

おわりに

国土交通省は、公共事業発注機関としてこれまで述べてきた対策をはじめとして、関連団体等との協力により、建設業の健全な競争環境の構築に取り組んでまいります。

(電気積算係長 五十嵐 健一)

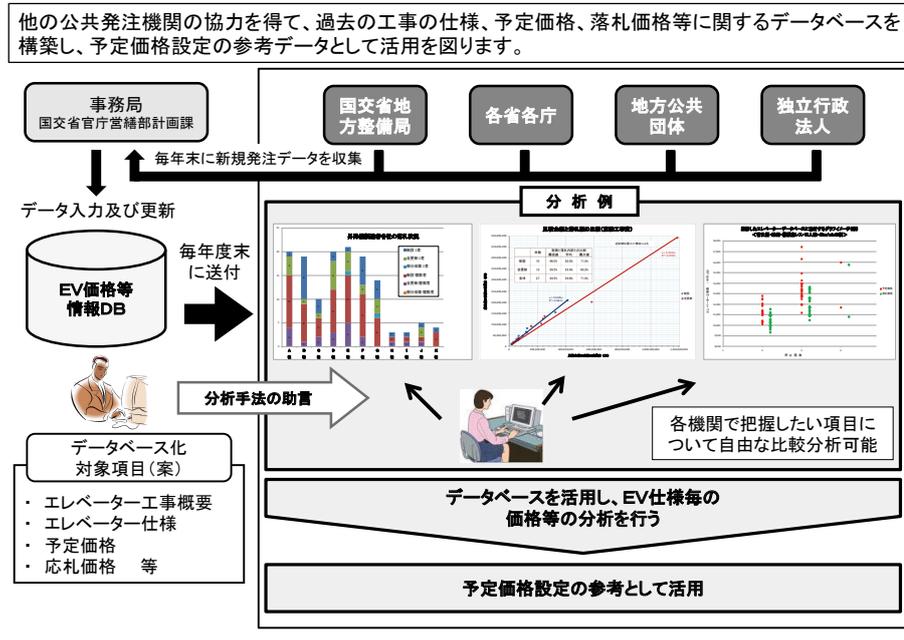
	① 材料価格	② 複合単価	③ 市場単価	④ 見積単価
建築工事	17.8%	17.4%	28.3%	36.5%
電気設備工事		32.9%	12.2%	54.9%
機械設備工事		17.5%	23.3%	59.2%

- ① **材料価格** (刊行物掲載価格)
材料費のみを直接計上する単価
(例: コンクリート、鉄筋、鉄骨鋼材等)
- ② **複合単価** (標準単価積算基準)
単位量当たりの材料費、労務費、機械器具経費、下請経費等の組合せにより作成する単価
- ③ **市場単価** (刊行物掲載価格)
材料費、労務費、下請経費等を含む単位工事量当たりの取引価格(元請けと下請け間)を調査し、作成した単価
- ④ **見積単価** (専門工事業者等)
複数の製造業者・専門工事業者等からの見積収集により作成する単価

図4 直接工事費の構成(3,000㎡モデル庁舎試算)

官庁営繕事業のエレベーター設備工事における新たな取組み

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課



「(仮称)エレベーター設備工事の価格等情報データベース」構築イメージ

はじめに

国土交通省大臣官房官庁営繕部では、国会等における質疑を踏まえ、官庁営繕事業のエレベーター設備工事の発注における競争性の確保、予定価格設定のより一層の精度向上と客観性を高めるため、以下の取組みを実施することとしました。

取組みの背景

従来、官庁営繕事業におけるエレベーター設備工事はエレベーター設備工事を分離発注すること、及び製造業者、専門工事業者の見積価格等を参考に予定価格を設定することを原則に発注を行ってきました。

今回の取組みにあたって、国土交通省以外の公共発注機関、独立行政法人、国立大学法人、公共交通機関、民間事業者などに対し、エレベーター設備工事の発注手法についてヒアリングを行ったところ、発注方式については、分離発注から建築工事一括(包含)発注までさまざま、民間事業者においては、建築工事一括(包含)発注が多くみられることがわかりました。

一方、予定価格の設定にあたっては、製造業者、専門工事業者の見積価格等を参考に設定しているほか、過去の同様のエレベーター設備工事を参考にしていることが多く、価格情報の収集は予定価格設定に対して有効な手段の一つであると考えられます。

また、製造者の標準仕様を多く取り入れた、普及型エレベーターⁱ⁾においては、同一仕様における金額の差が少ないと考えられることから、官庁営繕事業の予定価格設定で

用いる標準単価を作成することとしました。

取組みの概要

このような背景を踏まえ、次の事項に取り組むこととしました。

- (1) 他の公共発注機関ⁱⁱ⁾の協力を得て、「(仮称)エレベーター設備工事の価格等情報データベース」ⁱⁱⁱ⁾を構築し、共有・活用します。
- (2) 「新たな積算方式」として、普及型エレベーター^{iv)}についての予定価格の標準的な単価の作成に着手します。
- (3) 官庁営繕事業において、普及型エレベーターを新設する際に、建築工事との一括発注を試行^{v)}します。

おわりに

「(仮称)エレベーター設備工事の価格等情報データベース」の作成にあたりご協力いただく各機関のみならず、この場をお借りして御礼申し上げるとともに、このデータベースをより良いものとしていけるよう、引き続きよろしく願いいたします。(機械積算係長 松本 仁志)

i) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成25年版第9編第3章普及型エレベーター

ii) 国、都道府県、政令市、国立大学法人及び独立行政法人

iii) <http://www.mlit.go.jp/common/001013499.pdf>

iv) 定員13人乗り、速度45m/minを検討

v) 競争性向上について検証するとともに、安全性や品質の確保方策等について検討

トピック ●●

平成 25 年度「公共建築の日」記念講演会

公共建築 — その過去から未来をみつめて —

一般社団法人 公共建築協会

日 時 平成 25 年 11 月 11 日 (月) 13 時 30 分～ 16 時
場 所 日本消防会館 (ニッショーホール) 大会議室
講 演 わが国古代における営繕令、賦役令にみる「公共事業」
古瀬奈津子 (お茶の水女子大学大学院教授)
公共建築に求められる役割 — 整備手法を中心として —
野城 智也 (東京大学副学長)



平成 25 年 11 月 11 日 (月) ニッショーホール (東京都港区虎ノ門 2-9-16) において、一般社団法人公共建築協会、一般財団法人建築保全センター、一般財団法人建築コスト管理システム研究所、一般社団法人文教施設協会の共催により「公共建築の日」記念講演会が行われました。春田公共建築協会会長による開会挨拶ののち、講演に移りました。概要をご紹介します。

(文責・編集室)

わが国古代における 営繕令、賦役令にみる「公共事業」

お茶の水女子大学大学院教授 古瀬 奈津子



7 世紀後半の白村江の戦い以降 8.9 世紀までの、古代律令国家の時代における公共事業についてお話しします。

白村江の戦いとは、663 年に唐と新羅の連合軍に、百済と日本の連合軍が敗北した戦いです。これにより百済は滅び、日本は唐や新羅に負けない国家づくりを始め、唐の令 (以下唐令) を参考に、律令制を導入していきました。

当時の基本的な法律である律令の「律」は刑法、「令」は行政法を指します。日本で初めてつくられた法律は、689 年持統天皇の時代に作られた「飛鳥浄御原令」です。その後 701 年に大宝令、702 年に大宝律が施行され、718 年には藤原不比等を中心として養老律令が編纂され、757 年に施行されます。

■ 営繕令にみる「公共事業」

日本の営繕令は 17 条の法律条文から構成され、公的な建築、橋梁、堤防その他公的に使われる物品の造営や製作・修繕に関する規定が納められています。元になった唐令のどこを受容し、どこを受容しなかったのかは、ずっと判りませんでした。唐令自体が散逸して存在せず、かろうじて後代の佚文のみが存在している状況だったからですが、1999 年に一変します。中国の図書館で、唐令を改訂して編纂した北宋の「天聖令」(の明代の写し) が、大量の不行唐令とともに偶然に見つかったのです。それにより、営繕令は唐令では全 32 条、日令はそのほぼ半分のみ受容したことが判りました。これは、当時の中国と日本では、建築土木の構造が大きく違っていたため、必要のない条文が省かれたためと思われる。

日唐営繕令に規定されている内容は以下のとおりです。

① 計功に関する規定 (一日の仕事量の標準。季節によって日照時間が違う = 働く時間が違う (長功・中功・短功) = 生産量もちがってくる、ということの規定)

- ② 都城や州鎮城郭などの特別な土木造営に関する規定
- ③ 器物造営の規格に関する規定 (武器・布・道路の幅、車軸の幅、長さなど細かく規定。これは日本にはない部分)
- ④ 土木・器仗・津橋道路・舟船・公廩 (公共の建物、役所や倉庫など)・河堤の恒常的な造営・管理・修理に関する規定 (造替、新造を含む)

■ 営繕令にみる特別な土木造営

その内容は日唐でどう違っているか、臨時の大規模造営を行う時の規定 (唐令・天聖令の 2 条および 3 条 / 日令では 2 条のみ。3 条に該当する規定なし) で見てみます。

宋令では、新造するにあたり人手がどれだけかかるか、皇帝に奏上して、返答を聞いてから造営を始めよ (2 条)。資材は予算を立てて皇帝に奏上せよ (3 条) という規定になっています。

唐令では、人手 (2 条) も資材 (3 条) も皇帝ではなく尚書省に申して報を聞け、という規定になっています。尚書省とは日本の太政官のようなもので、宋代は唐代より皇帝独裁性が強かったためと考えられます。

日令では、特別な天皇の命令や臨時造営を和雇 (徴税としての強制労働) を使って行う際は、必要な総数を太政官に言うように定めています (2 条)。一見、資材の規定しかないように見えますが、実はそうではなく《養老令の営繕令 1 計功程条》で、季節ごとの雇用料の支払い基準を規定しています。布を一常織るのに何功かかるかという換算規定 = 雇役の雇直の換算規定の部分は唐令にはなく、日本で新たに加えた部分です。日本では、人手に関する規定を立てなくても、営繕令の資材の計画を立てる中に含んでいた。これは、中国では税金を物で払う場合と労役で払う場合があった、その労役のあり方が、双方で違っていたからだと考えられます。

■ 平城京と唐の長安城 — 古代の国家的大規模造営

701、702 年に大宝律令が施行され、702 年に遣唐使が再開されます。実は白村江の戦いの後、天武・持統帝時代には遣唐使を一時中断していました。再開後 702 年の遣唐使が唐

の長安城を見てきたことが、710年に遷都し造営された平城京に大きな影響を与えます。実際に発掘した結果でも、その影響の大きさが確認されました。特に現在復元されている大極殿は、長安城大明宮の含元殿の影響が強い。遣唐使が中断されていた飛鳥浄御原令の時代に独自に造営された藤原京とは、かなり形態が異なっていることからあきらかです。

■ 国家財政と営繕令

営繕令とは別に、国家財政を規定する「賦役令」という編目があり、そこでは税金や労役の制度が決められています。

唐では、租庸調（物納：基本的に絹）は国の官庁が予算を作成、労役の年間計画を規定します。不足や緊急の場合は、皇帝なり官庁なりに申し出ることになっていて、用物・人功ともに柔軟な対応が可能です。

ところが日本ではだいぶ様子が違います。租は地方で保管、庸と調は中央に集められるものの、庸は地方から来て勤務する人々の食料にあて、その残りを雇役民の食料や給料にする。調は諸国の特産物のことですが定額貢納であり、雇役の人も諸国から順番に送り込まれる形態で、数が決まっているので国家予算を立てる余地がありません。大きな造営をするには、この条文だけでは対応できない規定になっています。

唐令では賦役令は一般会計が前提で、営繕令はある意味特別会計が規定されていると言えます。日本には、まだ一般会計が存在しないので、特別会計もない。臨時に特別な造営を行う場合は、その都度太政官に申請するという状況です。これは、当時の社会の進度の違いかと思われます。

■ 古代の「公共事業」とは

唐の営繕令（天聖令）には、国家的な造営に関する資材や労役に関する規定があり、宮殿・邸宅の大きさや建物の様相、軍旗、車、絹布の統一規格等を定めています。国が広いので、統一規格がないと、税金を納める場合などに困ってしまうため、必要だったのだと思います。

唐の営繕令32条に比べて日本は17条しかないわけですが、何を落としているのかというと、ほとんどこの国家的な統一規格の部分です。部分的には残っていますが、唐と比べて非常に少ない。当時の日本には、国家的に造営修理するという概念がなかったのだと思われます。ただ8世紀になると都城を作りますし、地方に国府や国分寺なども作りますので、だんだん概念が発達していったのではないのでしょうか。

実は今回、「古代の公共事業」というテーマをいただいて一番困ったのは「古代に公共事業はあるのか？」ということでした。都市や道路をつくったり、堤防を修理したりということは、結果的に公共事業的な意味を持った＝国民のためになったとは思いますが、そもそもの目的として、国民のために事業を行おうという意識は、古代にはまだない。国民ではなく公（オオヤケ）のためでした。これは東アジアの特徴なのですが、公というのは「官」なのです。ヨーロッパでは必ずしも官ではない。東アジア的・古代的な性格で、「公」オオヤケ＝「官」＝朝廷、天皇ということになります。こういう君主制というか、王権のあるところではどこでも同じで、中国でも、公共事業という観念はなかったのではないかと考えられます。

日本において、現代的な意味での「公共事業」が、観念として生まれるのは中世後期からかと思われます。ですので、現代でいう「公共事業」の淵源はどこかと考えると、必ずしも古代ではないということになってしまい、今日はちょっと申し訳ない気持ちです。

公共建築に求められる役割 — 整備手法を中心として

東京大学副学長 やしろ ともなり
野城 智也



ポイントは二つです。まず「何を作るのか（What to build）」。当事者全員が満足する建築はありません。制約条件を考えながら、当事者にどれだけ納得してもらうかが公共建築の価値を左右するたいへん重要な要素です。しかし、時間的制約もあり、疎かにしたまま造られているのが現状です。

もうひとつは、“Functionalize buildings”。公的セクターのインハウス部門はFacility Management（以下FM^{*編集注}）部門たるべし、ということです。

■ 「何を作るのか」

当事者には、発注者、施設管理者、施設での業務従事者、（一時）利用者、近隣住民など、それぞれ立場や考えが違う関係者がいます。これらの人々の納得度をどう上げるか。

一番大切な「何をつくるか」のヒントが、プロジェクトの下流で、あるいは完成後に不満という形で出ることがよくあります。キーワードは「当事者のつぶやきを形に」です。ワークショップでさかんに発言する方々の意見を把握しそびれることはないが、ずっと黙っておられる方、その席に来ない方の意見は把握しそびれる。その小さな声を事業のプロセスに展開することが重要です。それを行わずあいまいな定義のまま進めた結果が、コストや工期の超過、クレームという形で現れます。一番なんともし難いのは、長期にわたるユーザーの不満足、高価な運営コストです。しかしこの2点は、川上部分での仕込み方で改善できます。

英国のガイドラインは、建築の政府調達に5つのプロセスを設けています。1. 必要性の検討 2. プロジェクトの定義 3. チームの編成 で、設計・施工は4番目、5番目に事後評価が来る。設計に入る前をととても大切にしています。

わが国では、広く意見を聞きましたという基本構想書があっても、言葉通りのリクエストが全部書いてあるため、現実の条件の中に落とすと、矛盾が生じることになりがちです。この基本構想書を過不足なく造るには、発注組織の事務屋さんでは無理がある。実際に設計をしたことのある人でないとなかなか造れません。逆に性能発注的に言ってくればいいのですが、キメ打ちな要望ででてくるので、設計者には工夫の余地がない。これらを改善すると、より設計のクオリティが上がると思います。

■ 立川市役所の事例

2010年に竣工した立川市の新庁舎は、2003年に「市民100人委員会」をつくり、川上部分に長い時間をかけた、たいへん質の高い庁舎です。

まず100人委員会が発足し、翌年事業手法を検討する専門家委員会が造られました。この2委員会の意見をあわせて、市が基本構想を造ります。それを踏まえて2005年に設計者の選定競技が行われ、野沢正光・山下設計設計共同企業体に決定。その節目節目に市民が参加しました。さらに施工者選定手法の検討委員会が発足、実施設計を進行しつつ、2007年に施工者選定方式としては技術提案型総合評価と決まり、市民公開の中で3者がプレゼンテーションを行い、審査員が点数を付けて施工者を決めました。このプロセスは、まだあまり事例がないのではないのでしょうか。

100人委員会では、市民の方が平日夜7時8時から集まって、熱心に新庁舎建設基本構想をまとめ、その市民の夢をもとに、具体的な財政制約や、市の技術者の方の考えをすりあわせてオフィシャルな基本構想が出来上がりました。

当選者の作品はもちろん、コンペで集まった270作のうちから選ばれた30作にしても、みな非常にこれを意識した作品になっていました。最初のコンセプトを明確にしたために、それ以外の理念を置いた設計はあり得ないようにルールが敷かれたと思います。

立川市役所新庁舎の設計者は二段階で選びました。最も品質が高い作品が、その建築の有るべき姿と必ずしも一致しないという反省があるからです。一旦コンペで選ばれてしまうと身動きがならない。ちょっと動かすと落選した作品に近づくため安易な設計変更ができない。また、設計者が「選ばれた」という意識を強く持ち、担当者が何を言っても聞かなくなってしまうようでは具合が悪いのです。

具体的には、まず三つのチームを選んで、それぞれがワークショップや打合せを行い、より密度の濃い設計案を1ヵ月かけてつくっていただき、最終的に選ぶというものです。

立川方式というのはコンペとプロポーザルを取り入れた方式で、しかもワークショップをひらくことが特徴です。設計者がワークショップで市民の方々とコミュニケーションをとれるということも最終審査の要素にしました。

コンペの審査委員長は内藤廣先生でしたが、絞り込みの段階で市民のベスト10と審査委員のベスト10が、ほとんど重ならないという事態が起きました。内藤先生は、多忙の中もう一度皆さんを集め、夕方から真夜中まで、なぜ審査委員がこれを選んだか、皆さんが選んだ案はどこがよくてどこが具合が悪いのかをご理解をいただくという一幕もありました。

施工者選定手法等検討委員会については、次の提言を行いました。①技術提案型総合評価方式 ②市民との連携を確保した審査方法 ③一括発注方式 ④競争性及び公平性の確保。

建築と設備の一括発注に一番時間が掛かりました。庁舎の構造はプレキャストプレストレストコンクリートの免震構造という非常に難しい構造方式ですが、プレストレストコンクリートは産業が縮小しているため、単純な入札だと危なっかしい。新しい技術提案が重要で、工種を跨ぐ高い施工技術力が必要とされるため、一括発注方式を提言、またコストも厳しいためVE提案を受けることになりました。

実際に日本有数の大手建設会社からVE提案を受けてわかったことは、最も基本的な免震構造のつくりかたとプレストレストの建て方が、みんな違う上にエンジニアリングがあっていないことが多いということ。プレストレストコンクリートというのは、作業手順書をしっかり決めないと具合の悪い技術だなと思いました。難しい設計、例のない設計を行う際は、一括発注方式をとるべきというのが実感です。

なお、立地についてですが、以前は錦町という便利な場所にあったのですが、今は立川基地の跡地に建っています。国立の某研究所が駅の近くにあつて、なぜ市民が20分かけて市役所へ歩いて行かねばならないのか？国有地の分配の仕方に、もう少し市民的視点があればと思います。

【参考】立川市庁舎建設の記録 <http://www.city.tachikawa.lg.jp/cms-sypher/www/info/detail.jsp?id=10809>

■東京大学の事業から

いま大学で携わっている地下書庫のプロジェクトは、設計施工一貫方式で発注しました。土木的要素が強く学内で設計できないこと、申し上げにくいのですが、ゼネコンが変わっ

てきているためです。いま50歳代位の方だと、施工図を描いて五分の一とか原寸とかをはさみながら詰めていく経験を持った方がかなりおられると思いますが、30～40歳代となるとかなり怪しい。単なる年数やキャリアの問題ではなく、ゼネコンの中でそういう技術をまとめ上げていく力が落ちてきています。かつて非常に設計が粗である＝白い図面であっても、きちんと公共建築ができていた時代がありましたが、今は難しい。おそらく昔のゼネコンなら、建物性能に不具合があれば、やさしく手を差し伸べていただけたと思いますが、今は「設計図通りです」で終わりになると思います。

地下書庫の場合、大事なことは本の保存に相応しい湿度と温度の確保です。なので「最終的に乾いた空気をください。そのためにはVE提案OKです。」とお願いしました。デザインビルドは、環境の変化とプロジェクトの性格によっては、選択肢に入れるべきであろうと考えます。

■公的セクターのインハウス部門はFM部門たるべし

大きな目で見ると、公共セクターのインハウス技術者の部門は、FMの部門として自らを定義すべきです。

英国には、建物の設計性能と実性能を公表するサイトがあります。両者の差を埋めていくために、まず共通認識をもとうということで、誰にでも見える形でデータを公表している。

インハウスの技術者には、その性能の違いの原因を明らかにして改善していくことが求められます。日本ではなかなか普及しませんが、中村秀昭氏のように、コミッションング(Cx)ということによって必要性を訴えている人々が居ます。

コミッションングの本来の概念は、あらゆる建物性能についての作り込みです。発注者、使用者、施設管理者が満足する施設にするために、企画・計画段階から設計、施工、運用に至るまで、Cxチーム全員で発注者の要求事項を確認・具体化し、引渡し前に使用者・施設管理者に教育、指導を行ない、発注者が要求する品質ごおりの施設を造り上げ、運用していく“品質の継続的な作りこみ”のことを言います。これからのインハウス部門に要求されることはまさにこれです。

ちなみに、大学のサステナブルプロジェクトで機器を代替えた際、どのくらいの性能が出ているか製造企業にデータ提供をお願いしましたが、断られました。評価方法の公開すら拒否する企業もありました。これは英国のサイトの真逆をいくもので、ユーザーの利益を損ねるだけでなくエンジニアリングの発達を阻害し、結局は企業の国際競争力を毀損させます。今後改善されるよう強く望みます。

さて、当学ではこれらテクノロジーとオペレーション最適化基盤技術を入れて、「理想的教育棟プロジェクト」でZEBの取組を行っています。実際に運用したところ年間エネルギー消費は大学平均値の三分の一程度＝37%に納まりました。内訳を見ると太陽光発電は37%中3%です。サステナブル建築というとアイコン的に「太陽光発電」と思いがちですが、実際にハードウェアで貢献したのは地下水のヒートポンプと、運用改善のための制御でした。

■まとめ

いろいろな意味で曲がり角に来ているこの国において、「公共建築」はとても大切なものです。何をつくるかを発注者が定義し、どのように調達するかを大いにみがいて行く必要がある。設計施工される方は、黙ったまま不満を溜めるのではなく、こうやりたい、こうすればもっとうまくいくという意見を、いろんなチャンネルで提供していただきたい。それにより公共建築のクオリティが上がってゆくと考えます。



公共建築工事標準仕様書（電気・機械設備工事編）平成 25 年版

本年5月～7月にかけて開催した「公共建築工事標準仕様書（電気・機械設備工事編）（以下「標仕」という。）平成25年版」講習会には、多くの皆様に参加頂き、ありがとうございました。本頁では、特に多くの皆様からお寄せ頂いた質疑について紹介します。

【電気設備工事編】

Q. 「標仕（平成22年版）」では、第1編 一般共通事項 第1章 一般事項の1.7.2「完成図」表1.7.1「完成図の種類及び記載内容」に「試験成績書」がりましたが、今回の改定でなくなり、同1.7.3「保全に関する資料」(a)(6)に“総合調整試験成績書”が追加されています。

これに関して質問いたします。

- ① 試験成績書が、総合調整試験成績書に変わったとの理解でよいでしょうか。
- ② 完成図のみ要求された場合、試験成績書は不要で、保全に関する資料を要求された場合のみ総合調整試験成績書を提出することでよいでしょうか。

A. ① 完成図における試験成績書が保全に関する資料の扱いになりました。総合調整試験成績書は、施工の試験成績書であり、電気工作物の保安に関する総合試験や通信設備システムの総合試験を含んだものなので、建築物の電気設備の保全に必要な資料です。

なお、機材の品質及び性能を証明する試験成績書は、保全に関する資料のうち(3)の機器性能試験成績書になります。

② 完成時の提出図書は、完成図と保全に関する資料になりますので、どちらか片方のみは原則としてありません。

Q. 「標仕（平成22年版）」第2編 電力設備工事 第1章 機材の1.19.1「試験」(a)において、「JISによると指定された機材で、JISマーク表示のある機材を使用する場合は、試験成績書の提出を省略することができる。」との記載がありました。今回の改定で削除されています。

今後はこの試験成績書の提出が省略できないということでしょうか。

A. 「標仕（平成22年版）」各編（第2編、第3編等）の「機材の試験」（「試験」(a)）に記載していた「JISによると指定された機材で、JISマーク表示のある機材を使用する場合は、試験成績書の提出を省略することができる。」は、第1編 一般共通事項 第1章 第4節「機器及び材料」の1.4.2「機材の品質等」(b)において同様の記載でまとめられており、また、今回の改定で品質及び性能を証明する資料に試験成績書等が含まれましたので各編での記載を取りやめています。

したがって、JISによると指定された機材でJISマーク表示のある機材を使用する場合の資料提出の省略については、従前と変わりありません。

Q. 「標仕（平成25年版）」第2編 電力設備工事 第2章 第2節「金属管配線」において、2.2.5「管の接続」(e)で、

「ボンディングに用いる接続線（ボンド線）は、表2.2.1に示す太さの軟銅線を使用する。」と記載されていますが、絶縁電線をボンド線として使用する場合はどのような太さを選定すればよいでしょうか。

A. ボンド線は、軟銅線を使用し、その太さは表2.2.1「ボンド線の太さ」に示されているように、配線用遮断器等の定格電流によって選定することになります。（参考：「電気設備工事監理指針（平成25年版）」第2編 第2章 第2節2.2.5(g)において、ボンド線に絶縁電線を使用する場合は、「標仕（平成25年版）」第2編 第2章 1.13.9「接地線」表2.13.2「C種又はD種接地工事の接地線の太さ」により選定することが記載されています。）

Q. 「標準図（平成25年版）」の「電力89、制御盤6、単位装置の機能5」において、「15-1 可変速運転（バイパス回路なし）」の機能で、平成22年版では、4)、5)及び6)に周波数計、電流計及び電圧計の記載がありましたが、平成25年版では削除されています。その理由を教えてください。

A. インバータ内蔵の表示器によることとしたためです。

Q. 「標準図（平成25年版）」の「電力92、制御盤9、単線接続図例2」における可変速運転用インバータの排気ファン回路において、平成25年版で交流過電流継電器(2E)の取付位置がスターデルタ回路からインバータのバイパス回路側に移っていますが、その理由を教えてください。

A. インバータ回路運転時は、インバータ装置自体に保護機能があるため、バイパス回路側の保護用としてこちらに移しています。

【機械設備工事編】

Q. 第2編 共通工事 第1章 一般事項 第3節 総合調整 1.3.2(6)「飲料水の水質の測定」に関する質問です。

(6) 飲料水の水質測定（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第10条による水質検査）とあります。【水道法施行規則（昭和32年12月14日厚生省令第45号）には、（給水開始前の水質検査）

第10条

法第13条第1項の規定により行う水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。

2 前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法によって行うものとする。

とあります。また、【省令】水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）「同令」には、一般細菌をはじめとする全50項目が書かれています。

これに際し、例えば、施設内にある受水槽及び高架水槽を更新や設置した場合、水質検査として省令の50項目を実施しないとイケないのでしょうか。

A. 水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）には一般細菌をはじめとする「健康に関する項目」「性状に関する項目」の全50項目があり、項目ごとに「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）」により検査頻度が定められています。

ご質問の施設内の受水槽、高置水槽の水質検査項目としては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（ピ管則）」に6箇月以内ごとの検査対象項目15項目が定められていますが、水質検査項目については、受水槽設置等に係る各種申請において、事前に所轄の保健所等と打合せてください。

なお、地下水等を水源の一部あるいは全部として飲料水を供給している特定建築物では、給水設備の使用開始前に全50項目について検査が必要となります。

Q. 第2編 共通工事 第2章 第4節 配管施工の一般事項 2.4.6「冷媒配管」(b)(1)「冷媒管のろう付け及び溶接作業は、酸化防止措置として、配管内に不活性ガスを通しながら行う。ただし、管内に酸化物が生じないことが確認できる場合は、不活性ガスは通さなくてもよい。」と記述がありますが、「確認できる場合とは」どのようなことでしょうか。

A. 不活性ガスによる酸化防止措置に限定するのではなく、施工方法の性能規定として記載しています。

Q. 第2編 共通工事 第2章 配管工事 第6節 勾配、吊り及び支持 2.6.3「吊り及び支持」

「形鋼振れ止め支持を行う横走り主管の末端部に形鋼振れ止め支持を行う。」とありますが、サイズの規定は不要でしょうか？細物はB種でもよいのではないのでしょうか？（スプリンクラー配管の末端部はB種でよいとしている。）

A. 形鋼振れ止め支持を行う横走り主管の末端部に振れ止め支持を行います。サイズに関係なく必要となります。

Q. 第3編 空気調和設備工事 第1章 機材 第7節 空気調和機 パッケージ形空気調和機 1.7.5.8「加熱器兼冷却器」

(2)「外気導入を行う場合は、耐食表面処理を施したものとします。」とありますが、屋内機に外気を導入する場合には、全て耐食表面処理が必要になるのでしょうか。

A. 1.7.5「パッケージ形空気調和機」 「1.7.5.8 加熱器兼冷却器」については、屋内機に外気を導入する場合は耐食表面処理が必要です。

また、1.7.6「マルチパッケージ形空気調和機」では、1.7.6.14「外気処理ユニット」の規定によります。

Q. 第3編 空気調和設備工事 第2章 施工 第1節 機器の据付け及び取付け 2.1.14「マルチパッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」の天井吊り形及びカセット形の場合

2.1.15「全熱交換器の天井隠ぺい形」（上記共通）で振れ止め施工が規定されています。

①全熱交換器のカセット形は振れ止め不要との理解でよいですか。

②振れ止め施工については、（一財）日本建築設備・昇降機センター「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」—1996年版—のP119にある「吊りボルト長さが60cm以上の天井吊り機器」を根拠にして、パッケージ室内機・全熱交ともカセット形を含め振れ止め施工を行う運用をしていますが、今回の「標仕」では「吊り長さに関係なく振れ止め施工を行う」と理解してよろしいですか。

A. ①「標仕」では、「全熱交換器」のカセット形は規定しておりません。（P168 第9節 全熱交換器 1.9.1「一般事項」）

②吊りボルトの長短に関係なく振れ止めを行います。

Q. 第4編 自動制御設備工事 第1章 機材 第3節 自動制御盤 1.3.3「キャビネット」の記載について

(a)(1)キャビネットは、厚さ1.6mm以上の防錆処理を施した鋼板（溶融アルミニウム—亜鉛鉄板等を含む。）又は厚さ1.2mm以上のステンレス鋼板とする。なお、ステンレス鋼板の適用は、特記による。とありますが、厚さ1.6mm以上の防錆処理をあらかじめ施してある鋼板（メッキ鋼板等）を用いる必要があると解釈するべきでしょうか。

または、キャビネットを鋼板で製作後、防錆処理（塗装等）を施した製作方法でも準拠すると解釈するべきでしょうか。

A. 厚さ1.6mm以上の防錆処理を施した鋼板（溶融アルミニウム—亜鉛鉄板等を含む。）を使用しキャビネット

を製作する場合は、加工後に必要な補修を施してください。また、厚さ 1.6 mm 以上の鋼板を使用し、キャビネット製作後に必要な防錆処理を施すことも認められます。防錆については、第 2 編 共通工事 第 3 章 保温、塗装及び防錆工事 第 2 節 塗装及び防錆工事 3.2.2 「防錆」をご確認ください。

Q. 第 4 編 自動制御設備工事 第 2 章 施工 第 4 節 試験調整等 2.4.2 「総合調整」(b) 「総合調整完了後、制御・計測調整報告書を監督職員に提出する。制御・計測調整報告書は、日時、系統名、機器名称、型番、取付位置・状態、設定値（設定値協議書を含む。）、実測値及び制御動作状態を記入したものとする。」とは、具体的にどのようなものを指すのでしょうか。

A. 制御・計測調整報告書には、実測値のほか、引き渡し時の設定値協議書を含め、実際に行った制御動作状態を確認したプロセスを残すことで、施設運用後の保全指導に活用できると考えています。

Q. 第 6 編 第 2 章 都市ガス設備 第 1 節 機材 2.1.1 「管及び継手」から塩化ビニル被覆鋼管が削除されました。平成 25 年版から削除された理由を教えてください。また、使用は不可ですか。

A. 塩化ビニル被覆鋼管は、規格の規定がないためです。使用にあたっては、ガス事業者の規定により対応してください。

Q. 第 9 編 昇降機設備工事 第 2 章 一般エレベーター 第 2 節 機材及び施工 2.2.1.4 「電源盤及び制御盤」表 9.2.2 「制御装置の機能」中、浸水時管制運転について、作動方法を手動と限定した理由を教えてください。

A. 操作は施設管理者が判断し手動で行うものとし、操作方法を明確にしました。

Q. 「標準図」施工 25 基礎施工要領 (一) に関する質問です。平成 22 年版に記載されていた「接着系アンカーは◎印と○印に適用してもよい」が削除されています。平成 25 年版標準図 P122 と平成 25 年版改修工事標準仕様書 P73 に「接着系アンカー」の記載がありますが、接着系アンカー施工の是非について教えてください。

A. 新営・改修共、あと施工アンカーの使用（採用）にあたっては、監督職員と協議が必要です。また、配管、ダクト、機器等の天井吊下げ用アンカーには、接着系アンカーを使用してはなりません。

なお、インサート及びアンカーについては、「標準図」P122 施工 19 (e) と (f) によるものとします。

平成 25 年版
発売中

ご注文は FAX で
03-3523-0381

会員特典

全図書 5%OFF
+
送料サービス

実施中！

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部 編集・発行 (一社) 公共建築協会
定価 4,600円 (本体価格・税別) 体裁 B5判 481頁

公共建築設備工事標準仕様書（電気設備工事編）

監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部 編集・発行 (一社) 公共建築協会
定価 4,600円 (本体価格・税別) 体裁 B5判 508頁

公共建築設備工事標準仕様書（機械設備工事編）

監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部 編集・発行 (一社) 公共建築協会
定価 4,500円 (本体価格・税別) 体裁 B5判 496頁

公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）

監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課 編集・発行 (一社) 公共建築協会
定価 3,800円 (本体価格・税別) 体裁 B5判 270頁

公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課 編集・発行 (一社) 公共建築協会
定価 3,800円 (本体価格・税別) 体裁 B5判 177頁

会計検査院 公共建築耐震化に遅れ

同院は、公共建築物における耐震化対策などに関する検査結果をまとめ、国会に報告。公共建築物の構造体の耐震化率は 70.4%だが、庁舎施設の耐震化率は 61.2%と、対策が特に遅れていると分かった。庁舎建築物全体の耐震診断率は 68.5%で、耐震改修が必要な建物は診断した建物の 69.9%を占めた。耐震化対策を計画的かつ効果的に実施することが必要だと指摘。 10. 11 建工、建通

環境省 環境配慮契約法の普及促進へ方向性

同省は、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」を自治体に普及促進させる方策の方向性をまとめた。環境配慮契約に取り組む必要性や効果の情報発信を強める。また、環境配慮型プロポーザル方式など契約類型別に、必要な書式やひな型の作成や手続きの情報提供なども打ち出した。 10. 15 建通

国土交通省 営繕事業の不調・不落対策として見積活用方式を柔軟運用

同省は、官庁営繕事業での入札不調・不落対策に関するメニューを拡充した。見積方式の柔軟な運用や施工条件明示の改善、工期が長期に及んだ際の共通費の積み増しなどを実施し、市場動向や労働者不足といった課題に的確に対応する。 10. 22 建通

国土交通省 入札書・技術資料同時提出を来年度から本格実施

同省は、各地方整備局の出先事務所が発注する工事の入

札で試行している入札書と技術提案資料の同時提出方式を 14 年度から本格実施する。官製談合の再発防止に向けた入札契約手続きの見直し策の一つ。 11. 5 建工

国土交通省、農林水産省 公共建築物の木材利用、12 年度は 42 棟 7,744 m³

国土交通省は、のまとめによると、2012 年度に国が整備した公共建築物 462 棟（総延べ約 25 万 m²）のうち、木造は 42 棟（7744 m³）。内装などの木質化を実施した公共建築物の総数は 258 棟。木造、木質化の棟数とも 11 年度実績を上回った。農林水産、国土交通両省は施設整備主体に新たな取組み事例などの情報提供を行うほか、国土交通省は予算概算要求段階において各省庁の営繕計画書に関する意見書制度を活用するなどして、一層の木造化に務める。 11. 8 建工、建通

国土交通省国土技術政策総合研究所は、木造 3 階建ての学校の耐火性を検証するため、岐阜県下呂市の山中で模擬校舎の燃焼実験を行った。検証結果は、モデルとなる校舎の決定に生かされる。 10. 22 建通

国土交通省は、技能労働者の社会保険未加入対策の一環でスタートした標準見積書の活用状況を把握する業界アンケート調査に着手した。活用状況や課題を把握し、加入徹底に向けた追加策の検討などに役立てる。 10. 31 建工、建通、建産

豆知識

「社会保険」

「社会保険」は広義・狭義でその範囲が異なりますが、ここでは、最低限の福利厚生で法令による加入義務があり、現在、国土交通省としても特に未加入対策をすすめている雇用、健康、厚生年金保険について、その制度の概要を記載します。

【雇用保険】

雇用保険は、労働者が失業した場合に、生活の安定と就職の促進のための失業等給付を行う保険制度です。勤め先の事業所規模にかかわらず、① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上で② 31 日以上の雇用見込がある人は適用対象となります。雇用保険制度への加入は事業主の責務であり、保険料は労働者と事業主の双方が負担します。

【健康保険】

健康保険は労働者やその家族が、病気や怪我をしたときや出産をしたとき、亡くなったときなどに、必要な医療給付や手当金の支給をすることで

生活を安定させることを目的とした社会保険制度です。

健康保険は①国、地方公共団体又は法人の事業所あるいは②一定の業種であり、常時 5 人以上を雇用する個人事業所では強制適用となっており、適用事業所で働く労働者は加入者となります。また、保険料は事業主と労働者が折半で負担します。

【厚生年金保険】

厚生年金保険は、労働者が高齢となって働けなくなったり、何らかの病気や怪我によって身体に障害が残ってしまったたり、大黒柱を亡くしてその遺族が困窮してしまうといった事態に際し、保険給付を行い、労働者とその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度です。

厚生年金保険適用事業所は、健康保険と同様です。また、保険料は、事業主と労働者が折半で負担します。

国土交通省大臣官庁営繕部計画課 柳 紀昌

厚生労働省ホームページ「知って役立つ労働法 -働くときに必要な基礎知識-」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoseisaku/dl/roudouhou.pdf

工事監理指針（平成 25 年版）講習会を開催中です

主催 (一社) 公共建築協会 後援 国土交通省
 時間 10時～16時15分 (受付開始 9時30分)
 講師 各工事監理指針改訂委員会委員、当協会職員等
 その他 「建築 CPD 運営会議特別認定講習会」および
 「営繕関係特別認定講習会」指定
 申込み 参加を希望する地区の事務局宛にお申込み下さい。
 当協会ホームページ (<http://www.pbaweb.jp/>)
 にパンフレットと申込用紙を掲載しています。
 問合せ先 (一社) 公共建築協会 事業企画部
 TEL: 03-3523-0381

参加費

区分	建築	電気	機械	受講のみ (建・電・機)
当協会正会員 (所属する法人職員含む) 及び賛助会員	24,000 円	17,000 円	16,000 円	8,000 円
国・地方公共団体の職員、後援・協賛団体の会員	25,000 円	19,000 円	18,000 円	10,000 円
一般	28,000 円	22,000 円	21,000 円	13,000 円

工事監理指針（平成 25 年版）講習会日程（12 月 16 日以降開催分）

地区	開催地	開催日			会場
		建築工事編	電気設備編	機械設備編	
東北	盛岡市	12月16日(月)	12月17日(火)	12月18日(水)	いわて県民情報交流センター (アイーナ)
	(東北地区事務局) TEL: 022-225-6517				
北陸	新潟市	12月18日(水)	12月19日(木)	12月20日(金)	新潟県建設会館
	金沢市	1月15日(水)	1月16日(木)	1月17日(金)	石川県地場産業振興センター
	(北陸地区事務局) TEL: 025-381-1302				

平成 26 年 1 月以降の講習会等の実施予定

平成 26 年に開催を予定している講習会等については、以下のとおりです。詳細は未定です。決まり次第本欄または当協会ホームページでお知らせいたします。なお、開催期については、諸般の事情により変更となる場合があります。ご了承下さい。

◎ 2～3 月頃

「公共建築木造工事標準仕様書」講習会

◎ 6～7 月頃

「平成 27 年度 新営予算単価及び官庁施設の設計業務等積算基準と設計料算定」講習会

「建築物解体工事共通仕様書 (平成 24 年版)・同解説」講習会

◎ 夏頃

「次世代公共建築研究会フォーラム」シンポジウム

◎ 11～12 月頃

「建築・電気設備・機械設備工事施工管理要領」講習会
 「平成 26 年度 公共建築の日記念講演会」シンポジウム
 「平成 26 年度 公共建築研究会」研修会

年末年始の営業について

本年の営業は、12月27日(金)まで、年始は6日(月)から通常業務を開始いたします。
 本年も、当協会の事業にご理解ご協力いただき、まことに

ありがとうございました。
 来年も、よろしくお願い申し上げます。
 どうぞよいお年をお迎え下さい。

公共建築ニュース 12月号 Vol.45 通巻 540号

平成 25 年 12 月 10 日発行 (毎月 1 回 10 日発行)

編集発行人 藤田伊織

編集委員 吉野裕宏／長澤 悟・柳 紀昌・若林兼次・小野寺幸治・岩野多恵・三ツ木浩剛・小塚達史・本間大策・橋本幸治・田中純一・丸田有二・吉葉好市

定価 210 円 (会員の方は、会費をもって購読料に充当します)

発行 一般社団法人 公共建築協会

〒104-0033 東京都中央区新川 1-24-8 東熱新川ビル 6 階

TEL 03-3523-0381 FAX 03-3523-1826

ホームページ <http://www.pbaweb.jp/>

編集室から

年末号をお届けいたします。本年は大震災の経験を踏まえた対策の計画の策定、実践の年として逐次情報伝達に務めました。また、ニーズに応えるニュースを心がけましたが、まだまだ工夫を重ねていかなければなりません。来年は、皆様の業務に役立つとともに興味深いニュースを目指していきたくと思っています。 S